

議案第 42 号

橋本市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

橋本市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

橋本市簡易水道事業給水条例(平成 18 年橋本市条例第 160 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改正後	改正前
目次		
第 1 章～第 3 章 略	第 1 章～第 3 章 略	第 1 章～第 3 章 略
第 4 章 料金、分担金及び手数料(第 23 条—第 36 条の 2)	第 4 章 料金、分担金及び手数料(第 23 条—第 36 条の 2)	第 4 章 料金、分担金及び手数料(第 23 条—第 36 条)
第 5 章～第 8 章 略	第 5 章～第 8 章 略	第 5 章～第 8 章 略
附則	附則	附則
(特別な場合における料金の算定)	(特別な場合における料金の算定)	(特別な場合における料金の算定)
第 28 条 月の中途に、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、その日の属する月分として、第 24 条各号に規定する超過料金を適用して算定する。	第 28 条 月の中途に、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、その日の属する月分として、第 24 条各号に規定する超過料金を適用して算定する。	第 28 条 西畑簡易水道において、月の中途に、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、その日の属する月分として、第 24 条第 1 号に規定する超過料金を適用して算定する。
2 九重簡易水道において、月の中途に、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、その日の属する月分として、次の区分による。		2 九重簡易水道において、月の中途に、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、その日の属する月分として、次の区分による。
(1) 使用日数が、14 日以内のもの料金は、使用水量が第 24 条第 2 号に規定する基本料金に係る水量以内であるときは、基本料金に係る料金の 2 分の 1 に相当する額とし、使用水量が基本料金に係る水量を超えるときは、基本料金に係る料金の 2 分の 1 に相当する額に超過料金を加えた額とする。		(1) 使用日数が、14 日以内のもの料金は、使用水量が第 24 条第 2 号に規定する基本料金に係る水量以内であるときは、基本料金に係る料金の 2 分の 1 に相当する額とし、使用水量が基本料金に係る水量を超えるときは、基本料金に係る料金の 2 分の 1 に相当する額に超過料金を加えた額とする。
(2) 使用日数が、14 日を超えるものの料金は、基本料金に係る料金に超過料金を加えた額とする。		(2) 使用日数が、14 日を超えるものの料金は、基本料金に係る料金に超過料金を加えた額とする。
3 略	2 略	3 略
(料金、分担金、手数料等の軽減又は免除)	第 36 条の 2 市長は、料金、分担金、手数料等(以下この条において「料金等の債権」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該料金等の債権の全部又は一部を放棄することができる。	(料金、分担金、手数料等の軽減又は免除)
第 36 条 略	(債権の放棄)	第 36 条 略
	第 36 条の 2 市長は、料金、分担金、手数料等(以下この条において「料金等の債権」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該料金等の債権の全部又は一部を放棄することができる。	
	(1) 消滅時効に係る時効期間が経過したとき。ただし、債務者が時効	

- の援用をしない特別の理由がある場合を除く。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該料金等の債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の額が強制執行の費用並びに当該料金等の債権に優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- (4) 当該料金等の債権について地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の2の規定による強制執行の手続又は同令第171条の4の規定による債権の申出等の措置を講じてもおお完全に履行されず、かつ、当該強制執行の手続又は債権の申出等の措置が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと見込まれるとき。
- (5) 債務者の死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情があり、市長が徴収の見込みがないと決定したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。